

## 公 告

次のとおり一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和 8 年 3 月 6 日

島根県知事 丸山 達也

### 1 入札に付する事項

(1) 入札の内容

令和 8 年度県民センター収納金等警備輸送業務委託

(2) 入札案件の詳細等について

「令和 8 年度県民センター収納金等警備輸送業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

(5) 入札説明会

実施しない。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者は、次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかの規定に該当する者でないこと。
- (2) 施行令第 167 条の 4 第 2 項の各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 島根県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。
- (5) 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。
- (6) 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 4 条に基づく認定を受けていること。また、同法第 2 条第 1 項第 3 号に定める警備業務を実施するために必要な検定合格証明書の交付を受けている警備員を配置できること。
- (7) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等若しくは製造の請負の入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (8) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成 23 年島根県告示第 454 号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (9) 島根県内において県民センター収納金等警備輸送を行うことが出来る本店、支店又は営業所を有しており、突発的に生じた事態に対し、直ちに対応できる体制が整っていること。
- (10) この入札に係る入札説明書の交付を受け、**令和 8 年 3 月 16 日（月）午後 5 時まで**に入札参加資格確認申請書（様式第 1 号）を島根県総務部税務課納税係まで提出した者であって、入札参加資格を有

すると島根県知事が認めた者であること。

### 3 入札説明書等の交付

(1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県庁1階

島根県総務部税務課 納税係

電話番号 0852-22-6830 F A X 0852-22-6038

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

① 交付期間は、本公告の日から**令和8年3月11日（水）**までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から午後5時までとする。ただし、**令和8年3月11日（水）**は午前9時から正午までとする。

② 本公告に係る入札に参加しようとする者の申請により、入札に参加しようとする者1人に対し、1部を無償で交付する。

### 4 入札参加資格の確認

(1) 入札参加資格の確認方法

入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書（様式第1号）に次の書類を添付し提出して、資格の確認を受けること。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

①令和8年度県民センター収納金等警備輸送業務委託に係る提出書類一覧表（様式第2号）

②業務実施体制について（様式第3号）

③委任状（様式第4号）（入札に代理人を定める場合。入札前に入札会場での提出も可）

④島根県税納税証明書（「島根県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。」を証明するもの。申請時前3か月以内に発行された原本又は写し）

⑤税務署長が発行する「消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。」の証明。（申請時前3か月以内に発行された原本又は写し）

⑥警備業の認定証の写し

(3) 入札参加資格確認申請書の提出方法等

①入札参加資格確認申請書及び添付書類の提出部数は1部とする。

②4(3)に示す提出期限及び提出場所に持参又は郵送（必着。書留郵便に限る。）により提出する。

③資料作成等に要する費用は、提出者の負担とする。

④提出された書類は、返却しない。

⑤提出された書類は、提出者に無断で入札参加資格の確認以外の用途に使用しない。

(3) 入札参加資格確認申請書の提出期限及び提出場所

提出期限：**令和8年3月16日（月）午後5時**

提出場所：〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県庁1階

島根県総務部税務課 納税係

電話番号 0852-22-6830

(4) 入札参加資格確認結果

入札参加資格確認結果は、**令和8年3月17日（火）午後5時まで**に通知する。

### 5 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 日 時 **令和8年3月23日（月）午前11時00分**

- (2) 場 所 島根県松江市内中原町 52 島根県職員会館 教養室 1
- (3) 開 札 即時
- (4) その他 郵便、電報、ファクシミリ、電話による入札は認めない。

## 6 その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
入札者が見積った契約金額の 100 分の 5 以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和 39 年 島根県規則第 22 号）第 61 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 契約保証金  
契約金額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第 69 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (4) 入札の無効  
この公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、その他島根県会計規則第 63 条の各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否  
要する。
- (6) 落札者の決定方法  
島根県会計規則第 62 条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (7) 不当介入への対応  
入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県総務部税務課に報告するとともに警察に通報すること。  
なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。
- (8) 入札参加者名等の公表  
入札参加者及び入札金額については後日公表する。（不落の場合も含む。）
- (9) その他  
詳細は入札説明書による。  
令和 8 年度当初予算に係る議会の議決を得られなかった場合は、入札を中止する。